新住宅取得推進事業　申請フロー

○手続きの流れ

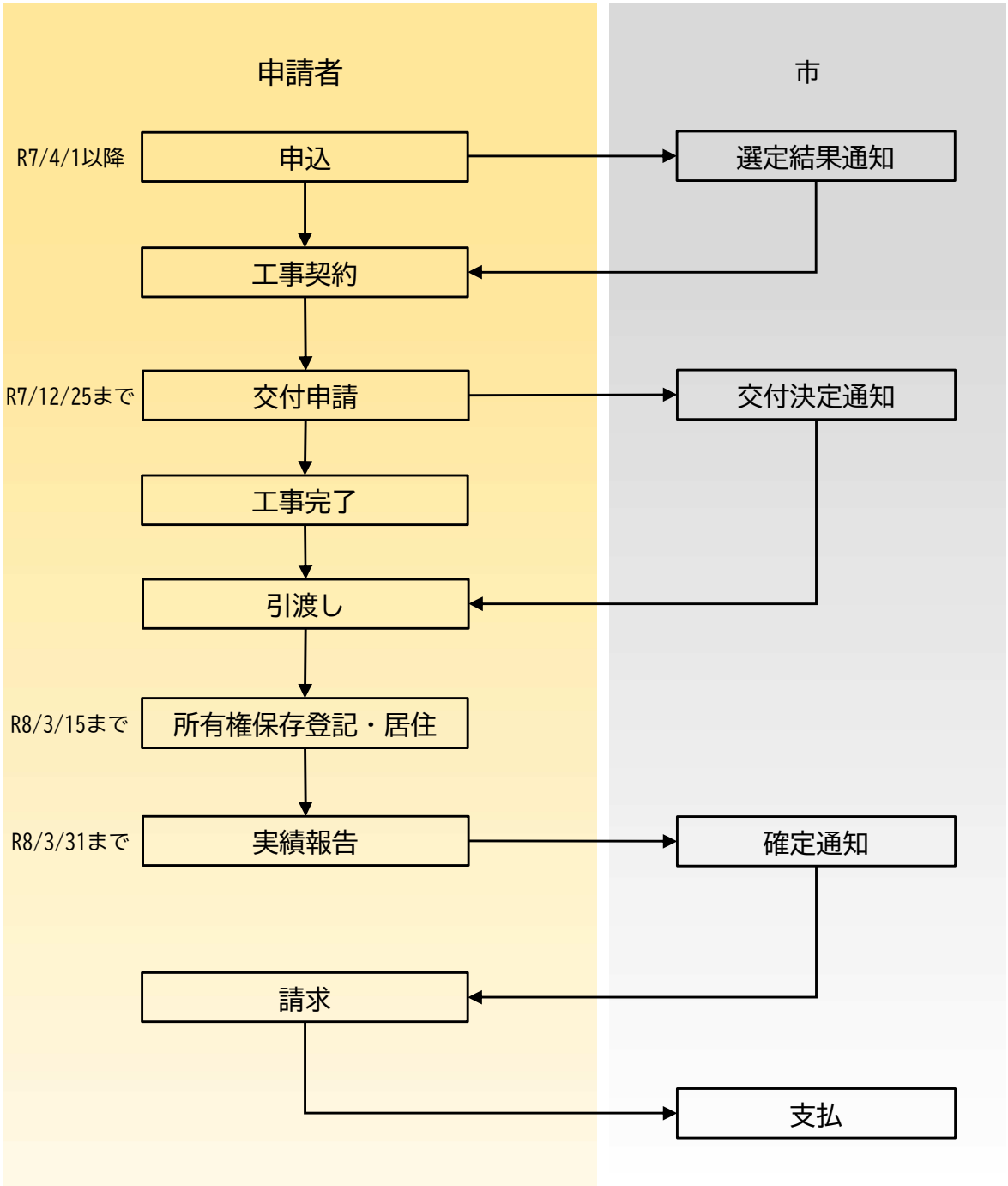

○諸注意

・選定結果通知の日より前に工事請負契約を締結した場合は補助の対象となりません。
・交付決定通知の日より前に所有権保存登記の手続きが完了する場合は補助の対象となりません。
・所有権保存登記は、３月１５日までに法務局において登記の受付が完了する必要があります。
・新築した住宅で３月１５日までに住民票を登録する必要があります。
・補助金の交付を受けた日から５年以上定住する必要があります。
（やむを得ない場合を除きます。）

新住宅取得推進事業　申請フロー

○手続きの流れ

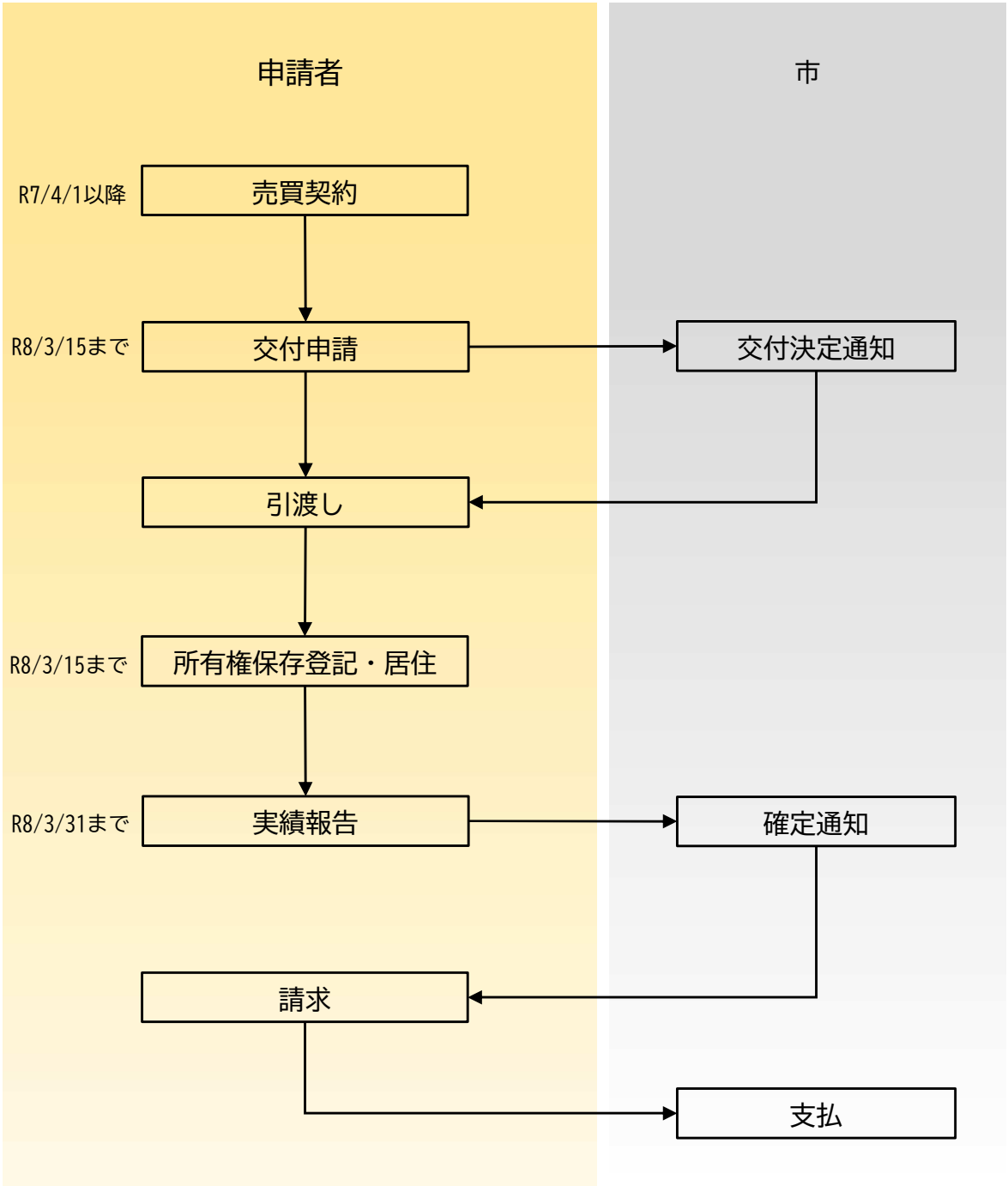

○諸注意

・４月１日より前に売買契約を締結した場合は補助の対象となりません。
・交付決定通知の日より前に所有権保存登記の手続きが完了する場合は補助の対象となりません。
・所有権保存登記は、３月１５日までに法務局において登記の受付が完了する必要があります。
・取得した住宅で３月１５日までに住民票を登録する必要があります。
・補助金の交付を受けた日から５年以上定住する必要があります。
（やむを得ない場合を除きます。）

新住宅取得推進事業　申請フロー

○手続きの流れ

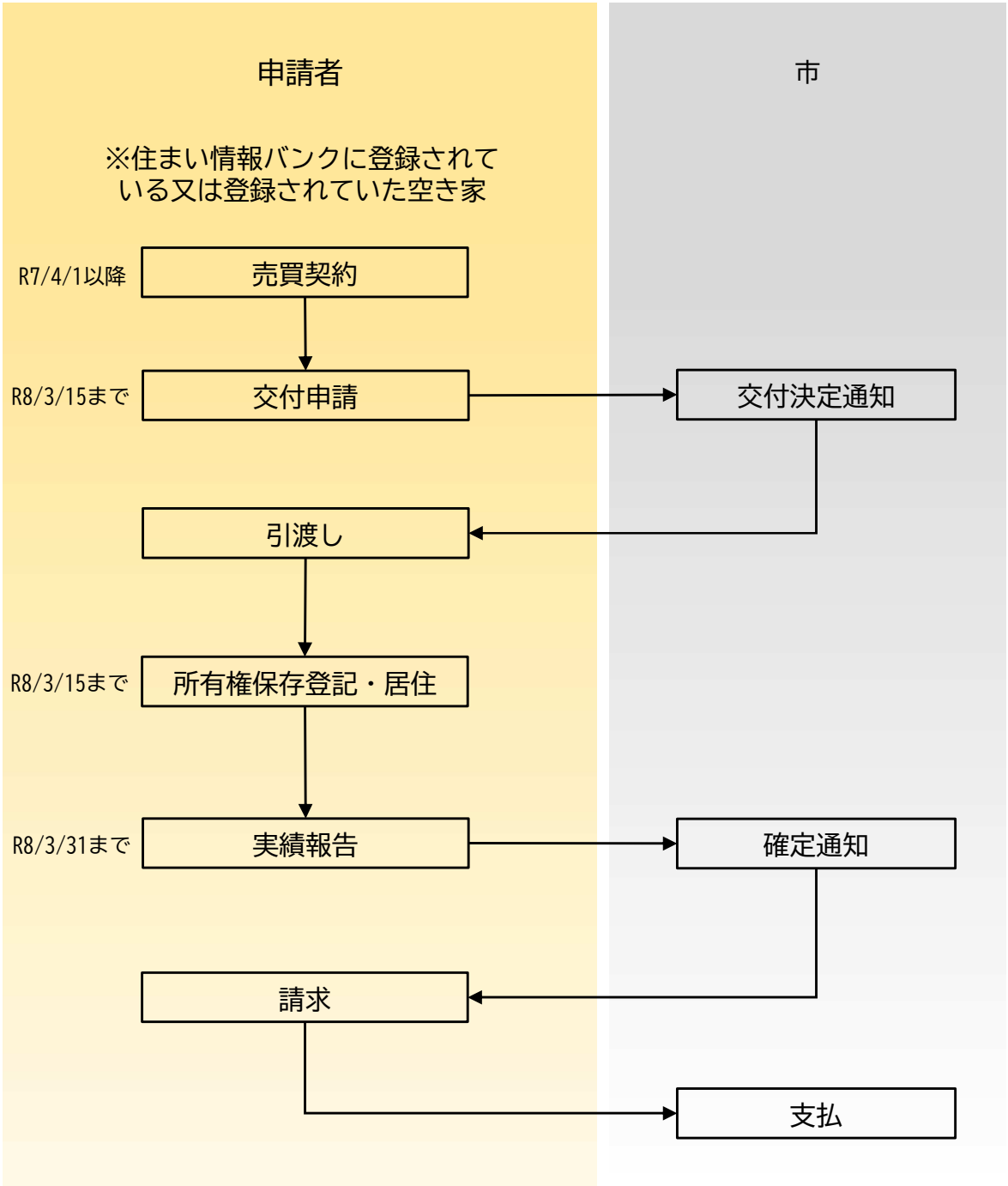

○諸注意

・取得する物件は住まい情報バンクに登録されている又は登録されていたものである必要があります。
・売買契約は、４月１日以降から交付申請の日以前である必要があります。
・交付決定通知の日より前に引渡しが完了していると補助の対象となりません。
・所有権保存登記は、３月１５日までに法務局において登記の受付が完了する必要があります。
・取得した空き家で３月１５日までに住民票を登録する必要があります。
・補助金の交付を受けた日から１０年以上定住する必要があります。
（やむを得ない場合を除きます。）